

尾張旭市の都市計画

2 0 2 2

目 次

尾張旭市の概要

1 位置	1
2 地形	1
3 地質	1
4 気候	2
5 沿革	2
6 人口動向	3

都市計画の概要

1 都市計画法による都市計画の種類一覧表	5
2 都市計画の決定権者	6

マスターplan

1 都市計画マスターplan	7
2 位置付け	7

都市計画区域

都市計画区域	8
--------	---

土地利用

1 市街化区域・市街化調整区域（線引き）	9
2 地域地区	10

都市施設

1 道路	20
2 公園・緑地・墓園	23
3 下水道	28
4 河川	28

市街地開発事業

1 土地区画整理事業	29
2 市街地再開発事業	30

促進区域

土地区画整理促進区域	31
------------	----

地区計画

地区計画	32
------	----

都市計画関係組織図

都市計画関係組織図	33
-----------	----

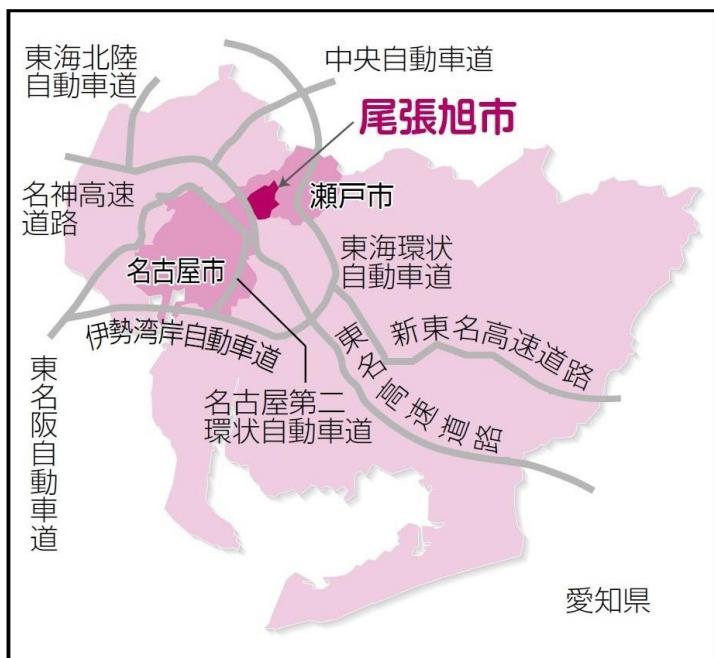
尾張旭市の概要

1 位置

本市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部に位置し、尾張丘陵とこれを開析した矢田川の流域に広がっています。

市の東は瀬戸市、西及び北は中部圏の大都市である名古屋市、南は長久手市に接しています。

位置	東経137度 2分 7秒 北緯 35度12分59秒 (世界測地系)
面積	21.03km ² (東西5.7km・南北5.6km)
標高	海拔130m (最高)



2 地形

本市の地形は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分けることができます。北部丘陵は森林公园に代表されるように緑地帯が多く、ため池が大小いくつか見受けられます。市内を流れる矢田川の北側は、肥沃な沖積平野となっており、また、南側は、古期洪積層の堆積面が残存しています。

3 地質

南部、北部丘陵の地質は、新生代第三紀鮮新統に属する堆積層で、瀬戸層群矢田川累層と呼ばれ、れき層、砂層、シルト層を主体として、火山灰や亜炭層を伴っています。また、丘陵部によって囲まれた低地は、矢田川の開析によってできた平地部であり、沖積層が堆積しています。

地質の特徴は、ほぼ水平構造であるため、断層、しうう曲が少ないとのことと、ほとんどの地盤が洪積層で占められているため、矢田川両岸の沖積砂層を除いては、重量構造物の建造に比較的向いています。

4 気候

気候は比較的温暖で、年間を通じて快晴が多く、特に冬季は晴天が続き降雪日もそれほど多くはありません。

太平洋岸の他地域に比べると、夏季の降水量は若干少ないうえ、高温で晴天連続日数が長期にわたることがあります。また、冬季の気候は比較的穏やかというものの、時折季節風の「伊吹おろし」が吹き、日本海側から雪を運んでくることがあります。

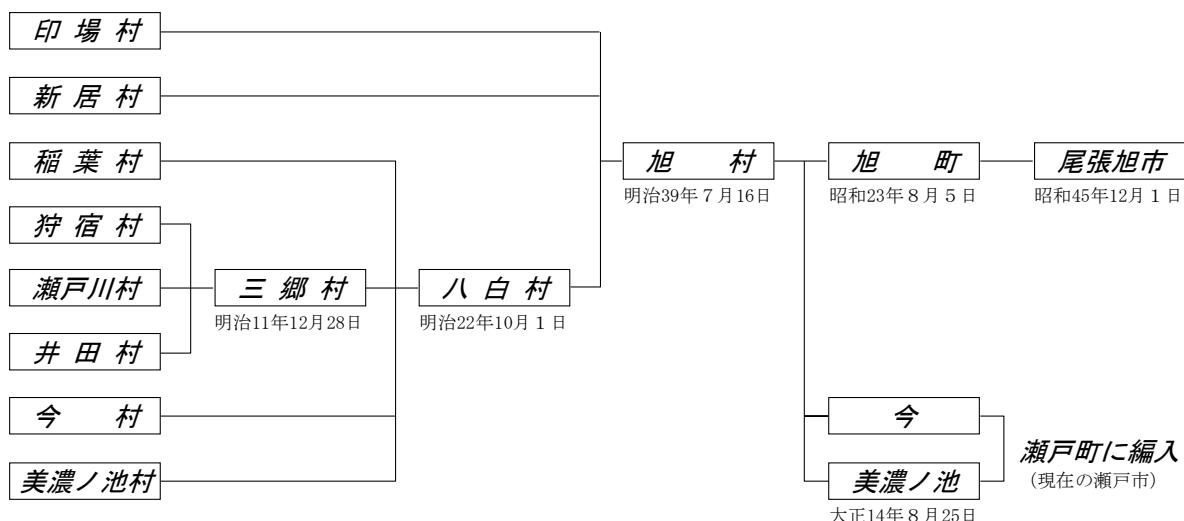
5 沿革

本市の歴史は古く、弥生時代にここが居住地となっていたことは、各地から発見された遺跡により確認できます。市内には、豪族の居住を示す古墳がいくつか存在し、古代の農村計画として知られる条里制の遺構も見られ、また、式内社（渋川神社）も置かれています。

中世には、現市域は、尾張国八郡のうち山田郡に属し、各所に豪族が住みつき、本市南西部は「小牧長久手の戦い」の舞台となっています。

近世に入ると、開田が進みましたが、1戸当たりの耕地面積は少なく、多くがいわゆる「五反百姓」でした。

その後、近世の村である狩宿村、瀬戸川村、井田村が合併して三郷村（明治11年）となり、これに稻葉村、今村、美濃ノ池村が加わり八白村（明治22年）となり、さらに印場村、新居村を含めて旭村（明治39年）となりました。そして、後に今、美濃ノ池が分離して瀬戸町（大正14年）に編入され、旭村は、昭和23年に町制を施行し旭町となり、昭和45年に3万都市特例法により市制を施行し、尾張旭市となりました。



6 人口動向

(1) 人口

本市の人口は、昭和45年から令和2年までの50年間に49,510人、約2.5倍の増加となっています。また、5年ごとの増加率をみると、最も伸び率が高いのは昭和45年から昭和50年までの31.0パーセントであり、次いで昭和50年から昭和55年までの20.6パーセントとなっています。

なお、最近では人口増加の勢いは弱まり、平成22年から令和2年までの増加率は減少傾向にあります。

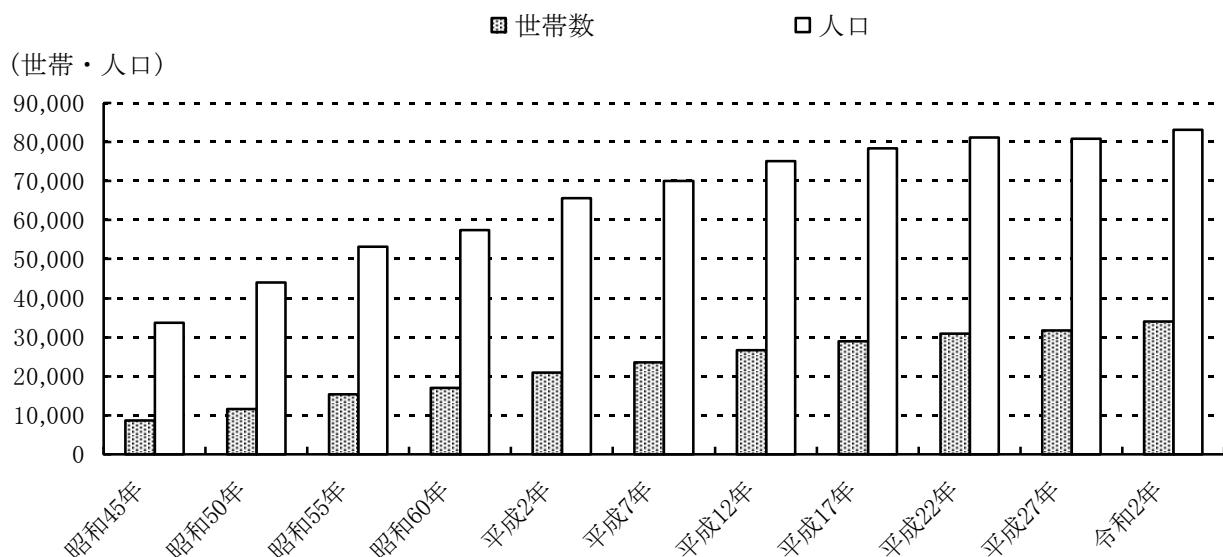
(2) 世帯数

世帯数は、昭和45年から令和2年までの50年間に25,362世帯、およそ3.9倍の増加となっています。人口は減少に転じていますが、世帯数については増加しています。また、世帯数増加率は人口のそれと比較すると、約2.0倍となっています。

■ 人口と世帯の推移

回数	年次	世帯数 (世帯)	人口			対前回		人口密度 (人/km ²)
			総数(人)	男(人)	女(人)	増加人口 (人)	増加率 (%)	
11	昭和45年(1970)	8,615	33,634	16,675	16,959	9,161	37.4	1,595.8
12	昭和50年(1975)	11,665	44,061	22,283	21,778	10,427	31.0	2,089.2
13	昭和55年(1980)	15,388	53,151	26,418	26,733	9,090	20.6	2,520.2
14	昭和60年(1985)	17,095	57,415	28,323	29,092	4,264	8.0	2,722.4
15	平成2年(1990)	20,870	65,675	32,384	33,291	8,260	14.4	3,127.4
16	平成7年(1995)	23,616	70,073	34,329	35,744	4,398	6.7	3,336.8
17	平成12年(2000)	26,671	75,066	36,789	38,277	4,993	7.1	3,571.2
18	平成17年(2005)	28,899	78,394	38,374	40,020	3,328	4.4	3,729.5
19	平成22年(2010)	31,009	81,140	39,681	41,459	2,746	3.5	3,858.3
20	平成27年(2015)	31,806	80,787	39,251	41,536	△353	△0.4	3,841.5
21	令和2年(2020)	33,977	83,144	40,453	42,691	2,357	2.9	3,953.6

資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）



(3) 産業別就業人口の規模

就業者数及び就業率をみると、就業者数は平成7年から平成17年までの10年間に2,174人増加した一方、就業率は2.7パーセントの減少となっています。また、平成17年から平成27年までの10年間では179人、就業率においては1.7パーセントの減少となっており、平成27年から令和2年までの5年間では1,089人増加し、就業率においては同水準での推移となっています。

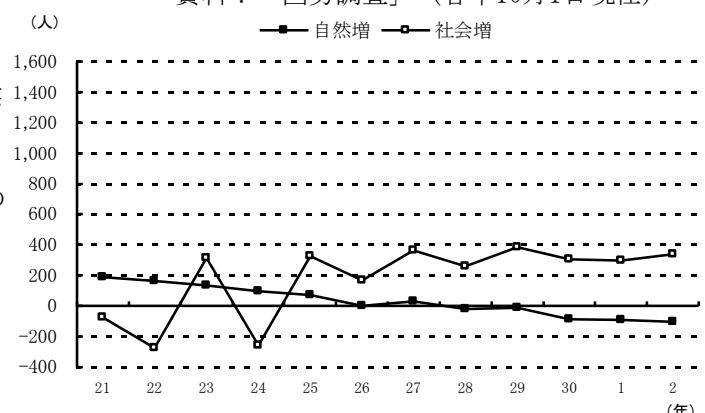
■ 産業別就業者数及び就業率の推移

年次	就業者数 (人)	就業率 (%)	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能	
			就業者 数(人)	構成比 (%)	就業者 数(人)	構成比 (%)	就業者 数(人)	構成比 (%)	就業者 数(人)	構成比 (%)
平成 7年 (1995)	36,390	51.9	265	0.7	12,198	33.5	23,863	65.6	64	0.2
平成12年 (2000)	38,349	51.1	192	0.5	11,835	30.9	26,134	68.1	188	0.5
平成17年 (2005)	38,564	49.2	171	0.4	10,881	28.2	27,043	70.1	469	1.2
平成22年 (2010)	38,929	48.0	178	0.5	9,654	24.8	26,448	67.9	2,649	6.8
平成27年 (2015)	38,385	47.5	195	0.5	9,973	26.0	26,972	70.3	1,245	3.2
令和 2年 (2020)	39,474	47.5	223	0.6	9,880	25.0	28,484	72.2	887	2.2

資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

(4) 人口動態

令和2年までの人口動態をみると、自然動態は減少傾向にあります。社会動態は増加傾向にあり、総人口においては338人の増加となりました。



■ 人口動態

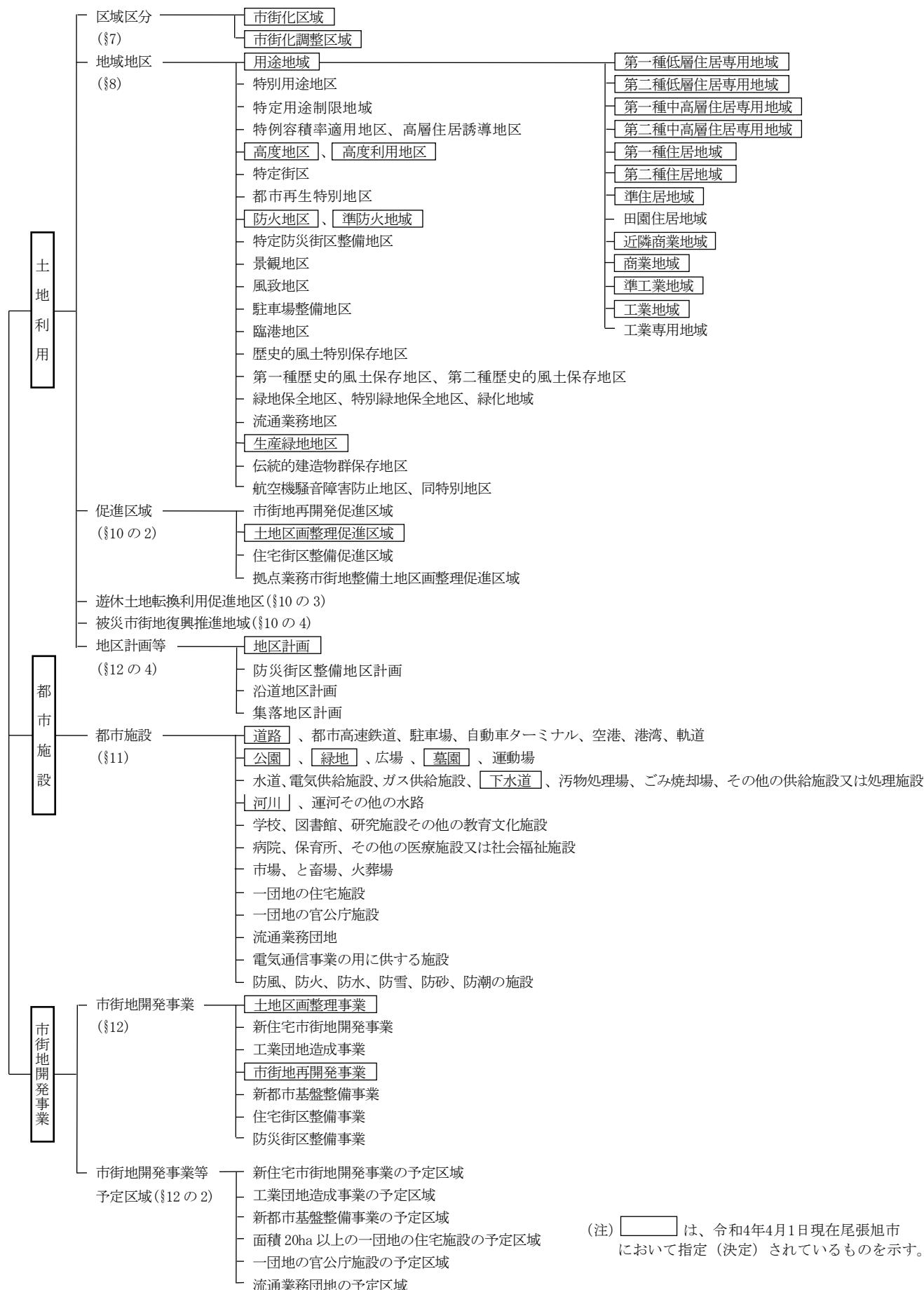
単位：人

年次	自然動態			社会動態				増加人口
	出生	死亡	自然増	転入	転出	その他	社会増	
平成21年(2009)	754	567	187	3,534	3,619	12	△73	114
平成22年(2010)	745	582	163	3,265	3,543	3	△275	△112
平成23年(2011)	700	567	133	3,553	3,231	△9	313	446
平成24年(2012)	683	587	96	3,275	3,480	△52	△257	△161
平成25年(2013)	694	622	72	3,580	3,246	△6	328	400
平成26年(2014)	649	649	0	3,393	3,215	△9	169	169
平成27年(2015)	656	626	30	3,530	3,182	18	366	396
平成28年(2016)	645	665	△ 20	3,619	3,382	23	260	240
平成29年(2017)	631	642	△ 11	3,732	3,408	62	386	375
平成30年(2018)	610	695	△ 85	3,854	3,520	△29	305	220
令和元年(2019)	596	687	△ 91	3,839	3,549	6	296	205
令和 2年(2020)	597	701	△104	3,492	3,067	17	442	338

資料：「尾張旭市の統計」令和3年版（尾張旭市）（各年3月末現在）

都市計画の概要

1 都市計画法による都市計画の種類一覧表



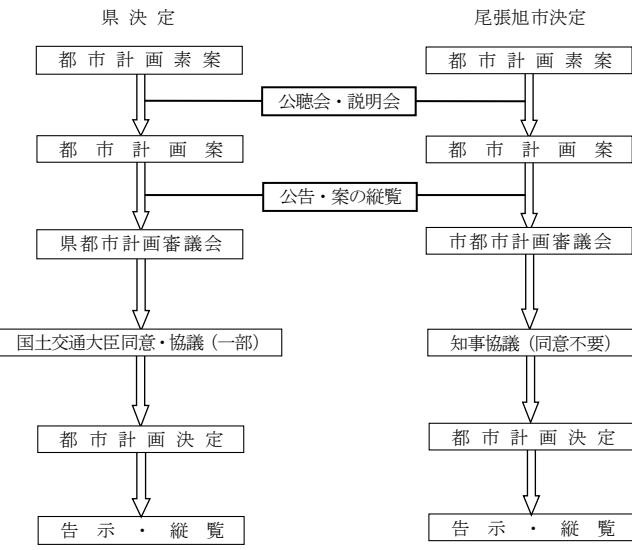
(注) [] は、令和4年4月1日現在尾張旭市において指定（決定）されているものを示す。

2 都市計画の決定権者

都市計画の内容		決定	
		市	県
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○
区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）			○
用途地域		○	
特別用途地区		○	
特定用途制限地域		○	
特例容積率適用地区、高層住居誘導地区		○	
高度地区・高度利用地区		○	
特定街区		○	
都市再生特別地区			○
地 域 防 火 地 域 特 定 防 灾 街 区 整 備 地 区	面積10ha以上	○	○
風致地区	その他	○	
駐車場整備地区		○	
臨港地区		○	○
歴史的風土特別保存地区			○
歴史的風土保存地区			○
緑地保全地域		○	○
特別緑地保全地区	面積10ha以上	○	○
	その他	○	
緑化地域		○	
流通業務地区			○
生産緑地地区		○	
伝統的建造物群保存地区		○	
航空機騒音障害防止地区			○
航空機騒音障害防止特別地区			○
促進区域	市街地再開発促進区域	○	
	土地区画整理促進区域	○	
	住宅街区整備促進区域	○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○	
遊休土地転換利用促進地区		○	
被災市街地復興推進地域		○	
道 路	一般国道		○
	都道府県道		○
	その他の道路	○	
	自動車専用道路		○
都 市 施 設	都市高速鉄道		○
	駐車場	○	
	自動車ターミナル	○	
	空港	○	○
	公園・緑地	国が設置するもの	○
		面積10ha以上	○
		その他	○
	広場・墓園	面積10ha以上	○
		その他	○
	水道	水道用水供給事業	○
		その他	○
	電気・ガス供給施設	○	
下 水 道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域	○
		その他	○
	流域下水道		○
	その他	○	
	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場	○	○
	地域冷暖房施設	○	
河川	一級河川、二級河川		○
	準用河川	○	

都市計画の内容		決定	
		市	県
運河			○
学校		○	
図書館・研究施設等		○	
病院・保育所等		○	
市場・と畜場		○	
火葬場		○	
一団地の住宅施設		○	
一団地の官公庁施設			○
流通業務団地			○
電気通信事業用施設		○	
防風、防火、防水、防雪及び防砂施設		○	
防潮施設		○	
土地区画整理事業	面積50ha超 面積50ha以下	○ ○	○
新住宅市街地開発事業			○
工業団地造成事業			○
市街地再開発事業	面積3ha超 面積3ha以下	○ ○	
新都市基盤整備事業			○
住宅街区整備事業	面積20ha超 面積20ha以下	○ ○	
防災街区整備事業	面積3ha超 面積3ha以下	○ ○	
新住宅市街地開発事業予定区域			○
工業団地造成事業予定区域			○
新都市基盤整備事業予定区域			○
面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域		○	
一団地の官公庁施設予定区域			○
流通業務団地予定区域			○
地区計画		○	
防災街区整備地区計画		○	
沿道地区計画		○	
集落地区計画		○	

都市計画決定手続き



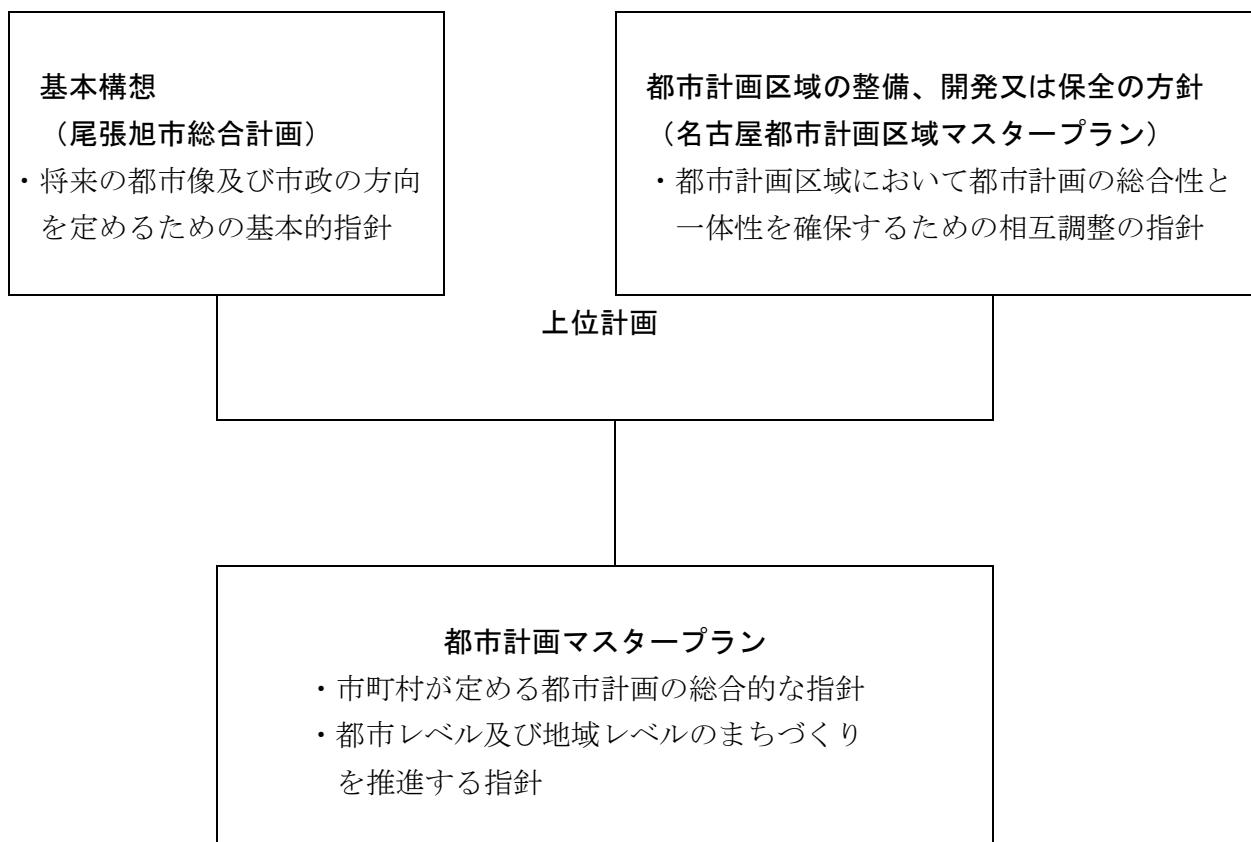
マスターplan

1 都市計画マスターplan

都市計画は、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保を基本理念とし、都市の健全な発展と、秩序ある整備を図ることを目的としています。こうした中、近年の社会構造等の急速な変化や都市づくりに対する住民ニーズの多様化に適切に対応し、ゆとりと豊かさを実感できる個性的で快適な都市づくりを進めていくためには、望ましい都市像を都市計画の中で明らかにする必要があります。

このため、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市民の意思を反映しつつ、おおむね20年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針として都市計画マスターplanを平成8年3月に策定しました。その後、人口減少や少子高齢社会の到来、地方分権の進展などの、本市をとりまく社会経済状況の大きな変化に的確に対応できるまちづくりを目指し、平成23年3月に見直しを行いました。この見直しは、市民協働によるまちづくりの第一歩として、市民意識調査や懇話会、ワークショップなどを実施し、市民の皆さんとともに行ったものです。

2 位置付け



都市計画区域

都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を策定する場ともいべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲をいい、自然的、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として指定された区域です。

本市は、市域全域の2,103ヘクタールが都市計画区域に指定されており、17の市町村（名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村）で形成される名古屋都市計画区域の一部となっています（平成22年12月24日 愛知県告示）。

■ 都市計画区域の範囲



土地利用

1 市街化区域・市街化調整区域（線引き）

都市計画には、無秩序な市街化（スプロール現象）を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとされています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。

■ 市街化区域と市街化調整区域（経緯）

単位：ha

告示年月日	告示番号	市街化区域	市街化調整区域	合 計	備 考
昭和45年11月24日	愛知県告示第914号	980	1,129	2,109	当初指定
昭和54年 3月 2日	愛知県告示第191号	1,070	1,039	2,109	第1回線引き 総見直し
昭和59年 4月 4日	愛知県告示第390号	1,164	945	2,109	第2回線引き 総見直し
平成 3年 9月 4日	愛知県告示第817号	1,164	936	2,100	第3回線引き 総見直し
平成 6年 5月25日	愛知県告示第508号	1,170	930	2,100	
平成11年 1月20日	愛知県告示第 30号	1,178	924	2,102	
平成13年 5月15日	愛知県告示第407号	1,178	924	2,102	第4回線引き 総見直し
平成22年12月24日	愛知県告示第748号	1,178	925	2,103	第5回線引き 総見直し
平成31年3月29日	愛知県告示第214号	1,180	923	2,103	第6回線引き 総見直し

（令和4年4月1日現在）

※ 国土地理院の公表する全国都道府県市町別面積調べによります。

※ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しは、原則としておおむね5年ごとに行われる都市計画基礎調査の結果を踏まえて行われます。

2 地域地区

地域地区は、都市における土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るために定められる都市計画で、本市では、用途地域を始めとして高度地区、準防火地域及び生産緑地地区が定められています。

(1) 用途地域

用途地域とは、都市の将来像を想定した上で、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等によって土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。

用途地域には13種類あり、それぞれの地域にふさわしいように、建物の用途や形態の制限が定められています。

■ 用途地域の種類

種類	趣旨
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域
第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域
準住居地域	道路の沿道において自動車関連施設等と調和した住居の環境を保護するための地域
田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、低層住宅の良好な環境を守るための地域
近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便増進を図る地域
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便増進を図る地域
準工業地域	主に軽工業の工場等、環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域
工業地域	主に工業の業務の利便増進を図る地域
工業専用地域	専ら工業の業務の利便増進を図る地域

用途地域内の建築物の用途制限													備考					
													○ 建てられる用途	□ 建てられない用途				
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり																		
第一種居住専用地域	第二種居住専用地域	第一種居住専用地域	第二種居住専用地域	住居一地種	住居二地種	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域						
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり					
店舗等	150m ² 以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④				
	150m ² を超える、500m ² 以下のもの		②	③	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	④				
	500m ² を超える、1,500m ² 以下のもの		③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④				
	1,500m ² を超える、3,000m ² 以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④				
	3,000m ² を超える、10,000m ² 以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④				
	10,000m ² を超えるもの								○	○	○	○	○					
事務所等	事務所等の床面積が		1,500m ² 以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○		▲ 2階以下			
	1,500m ² を超える、3,000m ² 以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	3,000m ² を超えるもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○					
ホテル、旅館													▲ 3,000m ² 以下					
遊戯施設・施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下				
	カラオケボックス等					○	○	○	○	○	○	○	○					
	麻雀屋、ばんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等				○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	劇場、映画館、演芸場、観覧場					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 客席200m ² 未満				
	キャバレー、個室付浴場等						○	▲	○	○	○	○	○	▲ 個室付浴場等を除く				
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	大学、高等専門学校、専修学校等		■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	病院		■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲ 600m ² 以下				
自動車教習所													▲ 3,000m ² 以下					
単独車庫（付属車庫を除く）													▲ 300m ² 以下2階以下					
建築物附属自動車車庫													① 600m ² 以下1階以下 ② 3,000m ² 以下2階以下 ③ 2階以下					
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限																		
※一団地の敷地内について別に制限あり																		
倉庫業倉庫																		
畜舎（15m ² を超えるもの）														▲ 3,000m ² 以下				
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畠屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下														原動機の制限あり、▲2階以下				
工場・倉庫等	非常に少ない工場		■	■	■	①	①	①	▲	②	②	○	○	原動機・作業場の床面積				
	少ない工場									②	②	○	○	① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下 ▲ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。				
	やや多い工場									○	○	○	○					
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場									○	○	○	○	作業場の床面積				
自動車修理工場														① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下 ③ 300m ² 以下 原動機の制限あり				
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500m ² 以下 2階以下 ② 3,000m ² 以下				
	量が少ない施設									○	○	○	○					
	量がやや多い施設									○	○	○	○					
	量が多い施設									○	○	○	○					
卸売市場、火葬場、畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等														都市計画区域内においては都市計画決定が必要				

※本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

■ 用途地域指定状況

地 域 名	面 積 (ha)	全体面積に 対する割合 (%)	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 蔽 率	建 築 物 の 高さの限度 (m)
第一種低層住居専用地域	12	1.0	5/10以下	3/10以下	10
	171	14.5	10/10以下	6/10以下	10
	33	2.8	15/10以下	6/10以下	10
小 計	216	18.3			
第二種低層住居専用地域	2.2	0.2	10/10以下	6/10以下	10
	11	0.9	15/10以下	6/10以下	10
小 計	13	1.1			
第一種中高層住居専用地域	223	18.9	15/10以下	6/10以下	—
	88	7.5	20/10以下	6/10以下	—
小 計	311	26.4			
第二種中高層住居専用地域	76	6.4	20/10以下	6/10以下	—
第一種住居地域	311	26.4	20/10以下	6/10以下	—
第二種住居地域	48	4.1	20/10以下	6/10以下	—
準住居地域	6.4	0.5	20/10以下	6/10以下	—
田園住居地域	—	—	—	—	—
近隣商業地域	41	3.5	20/10以下	8/10以下	—
商業地域	8	0.7	40/10以下	8/10以下	—
準工業地域	72	6.1	20/10以下	6/10以下	—
工業地域	78	6.6	20/10以下	6/10以下	—
工業専用地域	—	—	—	—	—
合 計	1,180	100			

用途地域内の建蔽率・容積率の割合の合計は100%にならないこともあります。 (令和4年4月1日現在)

容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合

■ 用途地域（経緯）

告示年月日及び番号	種類	面積(ha)	割合(%)	摘要
昭和36年 2月 8日 建設省告示第148号	住居地域	546.2	53.9	当初指定
	商業地域	26.8	2.6	
	準工業地域	281.5	27.8	
	工業地域	158.5	15.7	
	計	1,013.0	100.0	
昭和38年 3月 23日 建設省告示第703号	住居地域	596.2	56.1	
	商業地域	26.8	2.5	
	準工業地域	281.5	26.5	
	工業地域	158.5	14.9	
	計	1,063.0	100.0	
昭和41年10月13日 建設省告示第3393号	住居地域	596.2	56.1	
	商業地域	26.8	2.5	
	準工業地域	281.5	26.5	
	工業地域	158.5	14.9	
	計	1,063.0	100.0	
昭和42年10月17日 建設省告示第3585号	住居地域	1,072.8	73.6	
	商業地域	26.8	1.9	
	準工業地域	254.2	17.4	
	工業地域	103.8	7.1	
	計	1,457.6	100.0	
昭和46年 2月 15日 愛知県告示第131号	住居地域	680.6	69.4	当初線引き指定による市街化調整区域内の地域指定の変更削除
	商業地域	26.8	2.7	
	準工業地域	174.9	17.9	
	工業地域	97.7	10.0	
	計	980.0	100.0	
昭和48年 1月 19日 愛知県告示第 40号	第二種住居専用地域	184	18.8	建築基準法の改正による変更 (用途地域の種類、4種類から8種類に)
	住居地域	604	61.6	
	近隣商業地域	25	2.5	
	商業地域	8	0.8	
	準工業地域	82	8.4	
	工業地域	77	7.9	
	計	980	100.0	
昭和54年 3月 2日 愛知県告示第201号	第一種住居専用地域	90	8.4	市街化区域の見直し変更に伴い、本地ヶ原地区を第一種住居専用地域として追加指定 (第1回線引き見直し)
	第二種住居専用地域	184	17.2	
	住居地域	604	56.5	
	近隣商業地域	25	2.3	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	82	7.7	
	工業地域	77	7.2	
昭和55年12月22日 愛知県告示第1284号	計	1,070	100.0	
	第一種住居専用地域	90	8.4	
	第二種住居専用地域	200	18.7	
	住居地域	596	55.8	
	近隣商業地域	25	2.3	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	76	7.1	
	工業地域	75	7.0	
昭和59年 4月 4日 愛知県告示第390号	計	1,070	100.0	
	第一種住居専用地域	228	19.6	
	第二種住居専用地域	200	17.2	
	住居地域	541	46.5	
	近隣商業地域	25	2.1	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	87	7.5	
	工業地域	75	6.4	
	計	1,164	100.0	

告示年月日及び番号	種類	面積(ha)	割合(%)	摘要
昭和59年 8月 1日 愛知県告示第756号	第一種住居専用地域	145	12.5	本地ヶ原北部地区の変更
	第二種住居専用地域	269	23.1	
	住居地域	555	47.7	
	近隣商業地域	25	2.1	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	87	7.5	
	工業地域	75	6.4	
	計	1,164	100.0	
昭和60年10月 2日 愛知県告示第948号	第一種住居専用地域	307	26.4	
	第二種住居専用地域	111	9.6	
	住居地域	551	47.3	
	近隣商業地域	25	2.1	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	87	7.5	
	工業地域	75	6.4	
	計	1,164	100.0	
平成 3年 9月 4日 愛知県告示第818号	第一種住居専用地域	243	20.9	平子北地区及び印場地区の変更 (第3回線引き見直し)
	第二種住居専用地域	167	14.4	
	住居地域	560	48.1	
	近隣商業地域	27	2.3	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	86	7.4	
	工業地域	73	6.3	
	計	1,164	100.0	
平成 6年 5月 25日 愛知県告示第509号	第一種住居専用地域	249	21.3	市街化区域の見直し変更に伴い、晴丘東地区を第一種住居専用地域として追加指定
	第二種住居専用地域	167	14.3	
	住居地域	560	47.9	
	近隣商業地域	27	2.3	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	86	7.3	
	工業地域	73	6.2	
	計	1,170	100.0	
平成 8年 5月 31日 愛知県告示第473号	第一種低層住居専用地域	271	23.2	都市計画法及び建築基準法の改正による新用途地域指定 (用途地域の種類、8種類から12種類に)
	第二種低層住居専用地域	12	1.0	
	第一種中高層住居専用地域	276	23.6	
	第二種中高層住居専用地域	74	6.3	
	第一種住居地域	284	24.2	
	第二種住居地域	44	3.8	
	準住居地域	6.4	0.5	
	近隣商業地域	40	3.4	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	79	6.8	
	工業地域	76	6.5	
	計	1,170	100.0	
平成10年 3月 6日 愛知県告示第182号	第一種低層住居専用地域	247	21.1	旭前城前地区の変更
	第二種低層住居専用地域	12	1.0	
	第一種中高層住居専用地域	279	23.8	
	第二種中高層住居専用地域	74	6.3	
	第一種住居地域	303	25.9	
	第二種住居地域	45	3.9	
	準住居地域	6.4	0.5	
	近隣商業地域	41	3.5	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	79	6.8	
	工業地域	76	6.5	
	計	1,170	100.0	

告示年月日及び番号	種類	面積(ha)	割合(%)	摘要
平成11年 1月20日 愛知県告示第33号	第一種低層住居専用地域	254	21.6	北原山地区の変更 晴丘東地区の変更 向地区の変更
	第二種低層住居専用地域	13	1.1	
	第一種中高層住居専用地域	279	23.6	
	第二種中高層住居専用地域	74	6.3	
	第一種住居地域	301	25.5	
	第二種住居地域	45	3.8	
	準住居地域	6.4	0.5	
	近隣商業地域	41	3.5	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	81	6.9	
	工業地域	76	6.5	
	計	1,178	100.0	
平成13年 5月15日 愛知県告示第415号	第一種低層住居専用地域	254	21.6	地域指定の局部変更 (第4回線引き見直し)
	第二種低層住居専用地域	13	1.1	
	第一種中高層住居専用地域	279	23.6	
	第二種中高層住居専用地域	74	6.3	
	第一種住居地域	301	25.5	
	第二種住居地域	45	3.8	
	準住居地域	6.4	0.5	
	近隣商業地域	41	3.5	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	81	6.9	
	工業地域	76	6.5	
	計	1,178	100.0	
平成14年12月27日 愛知県告示第916号	第一種低層住居専用地域	254	21.6	建築基準法等の一部改正 による一部用途地域の建 ぺい率数値設定
	第二種低層住居専用地域	13	1.1	
	第一種中高層住居専用地域	279	23.6	
	第二種中高層住居専用地域	74	6.3	
	第一種住居地域	301	25.5	
	第二種住居地域	45	3.8	
	準住居地域	6.4	0.5	
	近隣商業地域	41	3.5	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	81	6.9	
	工業地域	76	6.5	
	計	1,178	100.0	
平成17年12月27日 愛知県告示第1000号	第一種低層住居専用地域	217	18.4	北原山地区の変更
	第二種低層住居専用地域	13	1.1	
	第一種中高層住居専用地域	311	26.4	
	第二種中高層住居専用地域	74	6.3	
	第一種住居地域	310	26.3	
	第二種住居地域	48	4.1	
	準住居地域	6.4	0.5	
	近隣商業地域	41	3.5	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	74	6.2	
	工業地域	76	6.5	
	計	1,178	100.0	
平成22年12月24日 愛知県告示第754号				都市計画区域の再編 (第5回線引き見直し)
			変更なし	変更なし

告示年月日及び番号	種類	面積(ha)	割合(%)	摘要
平成31年3月29日 尾張旭市告示第29号	第一種低層住居専用地域	216	18.3	晴丘町東地区の変更 井田町四丁目地区の変更 新居町下切戸地区の変更 瀬戸環状西部線地区の変更 (第6回線引き見直し)
	第二種低層住居専用地域	13	1.1	
	第一種中高層住居専用地域	311	26.4	
	第二種中高層住居専用地域	76	6.4	
	第一種住居地域	311	26.4	
	第二種住居地域	48	4.1	
	準住居地域	6.4	0.5	
	近隣商業地域	41	3.5	
	商業地域	8	0.7	
	準工業地域	72	6.1	
計		1,180	100.0	

用途地域の割合の合計は100%にならないこともあります。

(令和4年4月1日現在)

(2) 高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。

本市においては、良好な居住環境を保全する必要がある住居系用途地域に、建築物の高さの最高限度を定めています。

■ 高度地区（経緯）

告示年月日	告示番号	面積(ha)	経過
平成8年5月31日	尾張旭市告示第48号	684	当初決定
平成10年3月16日	尾張旭市告示第11号	707	変更
平成11年1月20日	尾張旭市告示第6号	705	変更
平成13年5月15日	尾張旭市告示第52号	705	変更
平成17年12月27日	尾張旭市告示第115号	750	変更
平成22年12月24日	尾張旭市告示第104号	変更なし	都市計画区域の再編
平成31年3月29日	尾張旭市告示第30号	753	変更

種類	面積(ha)	摘要
高度地区 (15メートル高度地区)	40	建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。
高度地区 (20メートル高度地区)	355	建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。
高度地区 (23メートル高度地区)	358	建築物の高さの最高限度は、23メートルとする。
合計	753	

(令和4年4月1日現在)

(3) 高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区です。

本市においては、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図る必要がある第一種市街地再開発事業の施行区域内に、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度を定めています。

■ 高度利用地区（経緯）

告示年月日	告示番号	面積(ha)	経過
令和3年8月10日	尾張旭市告示第84号	1.1	当初決定

地区名	面積(ha)	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度(m ²)
三郷駅前地区	1.1	40/10	10/10	8/10	200
合計	1.1				

(令和4年4月1日現在)

(4) 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。

この地域における規制は建築基準法第3章第5節に規定されており、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にし、あるいは建築物の屋根、開口部の戸、外壁等について、耐火又は防火構造にするなど防火上の観点から規制を行うものです。

本市においては、昭和60年に商業地域、近隣商業地域を準防火地域に指定し、平成3年に印場駅前地区の近隣商業地域を、平成8年に沿道地域（第二種住居地域、準住居地域）を準防火地域に加えました。また、令和3年には、三郷駅前地区の第一種市街地再開発事業の決定に併せて、防火地域を新たに指定しました。

■ 準防火地域（経緯）

告示年月日	告示番号	面積(ha)	経過
昭和60年10月2日	尾張旭市告示第67号	33	当初決定
平成3年9月4日	尾張旭市告示第63号	35	変更
平成8年5月31日	尾張旭市告示第47号	98	変更
平成10年3月16日	尾張旭市告示第12号	100	変更
平成17年12月27日	尾張旭市告示第116号	103	変更
平成22年12月24日	尾張旭市告示第105号	変更なし	都市計画区域の再編
令和3年8月10日	尾張旭市告示第85号	102	変更

(令和4年4月1日現在)

■ 防火地域（経緯）

告示年月日	告示番号	面積(ha)	経過
令和3年8月10日	尾張旭市告示第85号	1.1	当初決定

(令和4年4月1日現在)

(5) 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとするものです。

本市においては、現在38団地、4.00ヘクタールを指定しています。

■ 生産緑地地区（経緯）

告示年月日	告示番号	面積(ha)	摘要	経過
平成4年12月4日	尾張旭市告示第79号	6.66	58団地	当初決定
平成6年5月25日	尾張旭市告示第42号	7.29	59団地	変更
平成9年12月10日	尾張旭市告示第102号	7.13	58団地	変更
平成11年1月20日	尾張旭市告示第8号	7.10	62団地	変更
平成11年12月1日	尾張旭市告示第111号	7.00	61団地	変更
平成12年12月1日	尾張旭市告示第113号	6.90	61団地	変更
平成14年12月2日	尾張旭市告示第110号	6.60	59団地	変更
平成15年5月1日	尾張旭市告示第64号	6.40	58団地	変更
平成18年11月1日	尾張旭市告示第96号	6.30	58団地	変更
平成20年12月24日	尾張旭市告示第115号	6.00	55団地	変更
平成22年12月24日	尾張旭市告示第118号	6.00	55団地	変更
平成24年1月27日	尾張旭市告示第12号	5.60	51団地	変更
平成26年5月27日	尾張旭市告示第91号	5.40	49団地	変更
平成27年2月25日	尾張旭市告示第20号	5.30	48団地	変更
平成28年5月9日	尾張旭市告示第79号	5.10	46団地	変更
平成30年6月1日	尾張旭市告示第68号	4.90	45団地	変更
平成30年11月15日	尾張旭市告示第104号	4.50	42団地	変更
令和2年2月6日	尾張旭市告示第15号	4.50	41団地	変更
令和3年1月5日	尾張旭市告示第2号	4.20	40団地	変更
令和3年4月8日	尾張旭市告示第33号	4.20	40団地	変更
令和4年3月23日	尾張旭市告示第22号	4.00	38団地	変更

(令和4年4月1日現在)

● 用途地域・高度地区・防火地域及び準防火地域

用 途 地 域	高 度 地 区	防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域
第一種低層住居専用地域	(高さ制限:10メートル)※1	
第二種低層住居専用地域	(高さ制限:10メートル)※1	
第一種中高層住居専用地域	15・20メートル高度地区	
第二種中高層住居専用地域	20メートル高度地区	
第一種住居地域	15・23メートル高度地区	
第二種住居地域	23メートル高度地区	準防火地域
準住居地域	23メートル高度地区	準防火地域
近隣商業地域		準防火地域
商業地域		防火地域※2 準防火地域
準工業地域		
工業地域		

※1 用途地域指定に係る高さ制限地区

※2 防火地域に指定した区域は、高度利用地区及び市街地再開発事業を併せて指定

都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など都市の生活や機能の維持に必要不可欠な基本施設で、都市構築の骨格をなすものです。

都市計画には都市計画法第11条に掲げる都市施設のうち必要なものを定めます。

1 道路

道路は、主要な交通施設として、交通需要に対処し安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として、健全な市街地の形成、活力と魅力ある都市形成に寄与し、併せて防災上の役割を果たし、供給処理施設の収容を図るなど多面的な機能を有する都市の基盤的な施設です。

都市計画道路は、昭和11年に10路線を計画決定しましたが、その後の著しい発展と各主要幹線道路の整備及び広域交通の集中に対処するため、変更し、道路網の再編成を行っています。

現在、都市計画道路は、特殊街路も含めて30路線、総延長46.98キロメートルを決定しています。
また、整備状況は、整備済延長32,222メートル、整備済69パーセントとなっています。

■ 都市計画道路（経緯）

告示年月日	告示番号	摘要	路線数
昭和11年10月26日	内務省告示第 573号	瀬戸新居線外 9 路線決定	10
昭和32年 9月20日	建設省告示第1161号	瀬戸新居線外 7 路線変更、旭南線外 2 路線決定、名瀬北線外 1 路線廃止	11
昭和36年 2月 8日	建設省告示第 167号	瀬戸新居線外 4 路線変更、平子線決定、愛宕山線廃止	11
昭和37年12月10日	建設省告示第3061号	瀬港線変更	11
昭和38年 2月 1日	建設省告示第 126号	旭南線外 4 路線変更	11
昭和40年 8月28日	建設省告示第2500号	瀬戸新居線外 5 路線変更、印場北線と印場南線を統合し名称を印場線に変更、岩作線と志段味線を統合し名称を玉野川森林公园線に変更、孫田線廃止、霞ヶ丘線決定	9
昭和41年10月13日	建設省告示第3399号	瀬戸新居線外 2 路線変更、第3環状線外 1 路線決定	11
昭和43年 3月30日	建設省告示第 626号	玉野川森林公园線変更	11
昭和43年12月28日	建設省告示第3995号	稻葉線変更	11
昭和49年 5月 8日	愛知県告示第 425号	道路再編成瀬戸新居線外10路線	11
昭和51年11月29日	愛知県告示第1079号	瀬戸新居線外 4 路線変更	11
昭和51年12月 2日	尾張旭市告示第 87号	卓ヶ洞 1 号線外 2 路線決定	14
昭和59年12月19日	愛知県告示第1191号	尾張旭駅前線決定	15
昭和61年 8月18日	愛知県告示第 727号 尾張旭市告示第 56号	名古屋瀬戸線外 3 路線変更、印場駅前線外 3 路線決定	19

告示年月日	告示番号	摘要	路線数
昭和62年 5月11日	愛知県告示第 403号	第3環状線外1路線変更	19
平成 5年 3月26日	愛知県告示第 357号	玉野川森林公園線外1路線変更、本郷線廃止、瀬戸環状西部線決定	19
平成 5年11月17日	愛知県告示第1125号 尾張旭市告示第 82号	瀬戸新居線外3路線変更 旭前駅前線決定	20
平成 7年 9月29日	愛知県告示第 751号	平子線外1路線変更	20
平成11年 1月20日	愛知県告示第 35号	北原山1号線決定 北原山2号線決定	22
平成12年11月28日	愛知県告示第 930号 尾張旭市告示第111号	都市計画法施行令の改正に伴う車線数一括決定 及び路線番号の再編	23
平成13年 3月30日	尾張旭市告示第 25号	霞ヶ丘線外1路線変更	23
平成18年11月17日	愛知県告示第 751号 尾張旭市告示第102号	北原山3号線新規決定による幹線街路との平面 交差箇所の追加、北原山3号・4号・5号線決 定、旭前城前1号・2号線決定	28
平成22年12月24日	愛知県告示第 767号 尾張旭市告示第103号	都市計画区域再編による番号、路線（平子線の 分割及び川南線の新設）、位置、延長及び鉄道等 との交差の構造（瀬戸市内）、車線数（記載事項 の統一）の変更	29
令和 3年 8月10日	愛知県告示第 339号 尾張旭市告示第 82号	三郷駅前線新規決定による幹線街路との平面箇 所の追加、三郷駅前広場を含む三郷駅前線決 定、玉野川森林公園線の三郷駅前広場廃止	30

(令和4年4月1日現在)

■ 都市計画道路一覧表

番号	路線名	形式	構造		延長(m)	整備済(m)	整備率(%)	都市計画決定	
			車線数	幅員(m)				当初決定	最終変更
3・2・259	第3環状線	地表式	4	(30)23	2,280	—	—	昭和41.10.13	平成22.12.24
3・3・289	瀬戸環状西部線	地表式	4	25	630	—	—	平成5.3.26	平成22.12.24
3・4・256	瀬戸港線	地表式	2	16	1,880	1,880	100	昭和32.9.20	平成22.12.24
3・4・268	旭南線	地表式	4	20	5,050	5,050	100	昭和32.9.20	平成22.12.24
3・4・270	印場線	地表式	2	16	3,240	3,240	100	昭和11.10.26	平成22.12.24
3・4・273	川南線	地表式	4	20	1,690	1,690	100	平成22.12.24	
3・4・287	瀬戸新居線	地表式	4	20	4,290	4,290	100	昭和11.10.26	平成22.12.24
3・4・290	玉野川森林公园線	地表式	2	16	4,030	3,020	75	昭和11.10.26	令和3.8.10
3・4・300	名古屋瀬戸線	地表式	2	16	4,730	740	16	昭和11.10.26	令和3.8.10
3・4・526	稲葉線	地表式	2	16	4,970	4,500	91	昭和11.10.26	平成22.12.24
3・4・527	霞ヶ丘線	地表式	2	20	1,110	1,081	97	昭和40.8.28	平成22.12.24
3・4・528	平子線	地表式	2	16	4,410	1,621	37	昭和36.2.8	平成22.12.24
3・4・533	尾張旭駅前線	地表式	2	20	240	240	100	昭和59.12.19	平成22.12.24
3・4・534	霞ヶ丘南線	地表式	2	20	30	—	—	平成12.11.28	平成22.12.24
3・4・535	北原山1号線	地表式	2	16	400	—	—	平成11.1.20	平成22.12.24
3・4・536	北原山2号線	地表式	2	16	1,410	—	—	平成11.1.20	平成22.12.24
3・5・529	旭前駅前線	地表式	2	14	130	130	100	平成5.11.17	平成22.12.24
3・5・530	印場駅前線	地表式	2	12	540	540	100	昭和61.8.18	平成22.12.24
3・5・531	印場公園線	地表式	2	12	450	450	100	昭和61.8.18	平成22.12.24
3・5・532	印場庄中線	地表式	2	12	610	610	100	昭和61.8.18	平成22.12.24
3・5・537	北原山3号線	地表式	2	14	270	—	—	平成18.11.17	平成22.12.24
3・5・538	卓ヶ洞1号線	地表式	2	12	250	250	100	昭和51.12.2	平成22.12.24
3・5・539	卓ヶ洞2号線	地表式	2	12	870	870	100	昭和51.12.2	平成22.12.24
3・5・540	東印場線	地表式	2	12	680	680	100	昭和61.8.18	平成22.12.24
3・5・541	三郷駅前線	地表式	2	15	80	—	—	令和3.8.10	
7・6・526	旭前城前1号線	地表式	1	10	230	230	100	平成18.11.17	平成22.12.24
7・6・527	旭前城前2号線	地表式	1	10	380	380	100	平成18.11.17	平成22.12.24
7・6・528	北原山4号線	地表式	1	10	690	—	—	平成18.11.17	平成22.12.24
7・6・529	北原山5号線	地表式	1	10	680	—	—	平成18.11.17	平成22.12.24
8・7・526	卓ヶ洞中央通	地表式	—	6	730	730	100	昭和51.12.2	平成22.12.24
合 計					46,980	32,222	69		

注 ()内は、名古屋都市計画区域内における標準幅員

(令和4年4月1日現在)

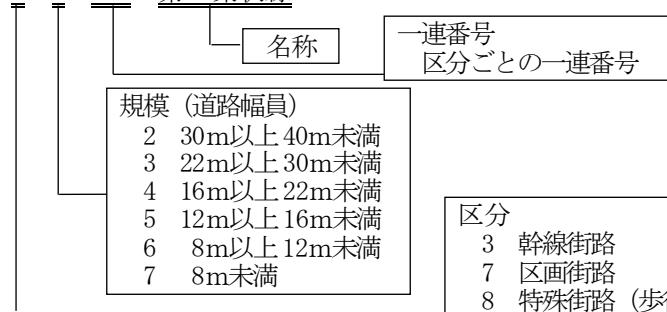
■ 駅前交通広場

名 称	決定年月日		面積(m ²)	都市計画道路名	駅名	供用開始
	当初決定	最終変更				
尾張旭駅前交通広場	昭和59.12.19	平成22.12.24	6,800	尾張旭駅前線	名鉄尾張旭駅	平成6.10
印場駅前交通広場	昭和61.8.18	平成22.12.24	4,100	印場駅前線	名鉄印場駅	平成7.12
旭前駅前交通広場	平成5.11.17	平成22.12.24	1,900	旭前駅前線	名鉄旭前駅	平成23.4
三郷駅前交通広場	令和3.8.10		2,500	三郷駅前線	名鉄三郷駅	—

(例)

3・2・259 第3環状線

(令和4年4月1日現在)



区分	3 幹線街路
	7 区画街路
	8 特殊街路 (歩行者専用道、自転車道又は自転車歩行者道)

2 公園・緑地・墓園

面積 : ha

施設の種類	種 別	都市計画公園		開 設 公 園					
		都市計画公園		都市計画外公園		全 体			
		箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
公 園	街 区 公 園	38	10.93	38	10.93	24	4.41	62	15.34
	近 隣 公 園	2	2.9	2	2.9	1	1.80	3	4.7
	地 区 公 園	1	4.9	1	4.9	—	—	1	4.9
	総 合 公 園	1	9.8	1	9.5	—	—	1	9.5
緑 地		1	46.4	1	14.32	13	4.79	14	19.11
墓 園		1	6.0	1	6.0	—	0.54	1	6.54
計		44	80.93	44	48.55	38	11.54	82	60.09

(令和4年4月1日現在)

■ 都市計画公園・緑地・墓園（経緯）

告 示 年 月 日	告 示 番 号	摘要
昭和46年 7月28日	尾張旭市告示第63号	東栄第1号公園外3公園決定
昭和48年 5月30日	愛知県告示第 511号	城山公園外1公園決定
昭和48年 8月13日	尾張旭市告示第55号	旭台第1号公園外4公園決定
昭和50年 3月12日	尾張旭市告示第 4号	川南第1号公園外3公園決定
昭和53年 5月24日	愛知県告示第 620号	城山公園面積変更
昭和53年10月12日	尾張旭市告示第29号	東栄第5号公園決定、東栄第1号公園面積変更
昭和54年 8月24日	尾張旭市告示第29号	角田公園外4公園決定、旭台第1号公園外6公園名称変更
昭和55年 2月20日	尾張旭市告示第 8号	旭平和墓園決定
昭和56年 4月15日	尾張旭市告示第17号	八反田公園外2公園決定
昭和59年12月12日	尾張旭市告示第91号	はんの木公園外3公園決定
昭和61年 8月 4日	愛知県告示第 696号 尾張旭市告示第52号	本地ヶ原公園変更 狩宿新町第1号公園外7公園決定
平成元年 2月13日	尾張旭市告示第15号	旭平和墓園変更
平成 5年 3月31日	愛知県告示第 402号	矢田川河川緑地決定
平成 5年 4月 7日	尾張旭市告示第29号	旭根の鼻公園外1公園決定
平成 6年 3月 4日	尾張旭市告示第12号	東栄第1号公園外11公園名称変更
平成 9年12月10日	尾張旭市告示第101号	柏井北公園外1公園決定
平成17年 1月20日	尾張旭市告示第 4号	新池公園決定
平成20年12月24日	尾張旭市告示第114号	新池公園変更
平成22年12月24日	尾張旭市告示第108号	都市計画区域再編による番号変更
平成27年 3月 6日	尾張旭市告示第26号	城山公園変更
平成30年11月21日	尾張旭市告示第107号	新池公園変更

(1) 公園

公園に関する都市計画は、住民のレクリエーション活動の場の確保、生活環境の整備保全、都市の安全性の向上、良好な都市景観の形成の観点から整備を図り、都市の健全な発展と円滑な都市活動を確保することを目的として定めます。

■ 街区公園

面積 : ha							
番号	公園名	位置	都市計画決定			開設面積	開設年月日
			面積	当初決定	最終変更		
2・2・2201	大久手西公園	東大久手町一丁目	0.22	昭和46. 7.28	平成22.12.24	0.22	昭和49.10. 1
2・2・2202	大久手東公園	東大久手町三丁目	0.14	昭和46. 7.28	平成22.12.24	0.14	昭和49.10. 1
2・2・2203	東栄公園	東栄町三丁目	0.98	昭和46. 7.28	平成22.12.24	0.98	昭和49.10. 1
2・2・2204	出屋敷公園	東栄町一丁目	0.10	昭和46. 7.28	平成22.12.24	0.10	昭和49.10. 1
2・2・2205	旭台第3号公園	旭台3丁目	0.24	昭和48. 8.13	平成22.12.24	0.24	昭和49.10. 1
2・2・2206	旭台第2号公園	旭台2丁目	0.47	昭和48. 8.13	平成22.12.24	0.47	昭和49.10. 1
2・2・2207	旭台第1号公園	旭台1丁目	0.43	昭和48. 8.13	平成22.12.24	0.43	昭和49.10. 1
2・2・2208	東名西公園	東名西町一丁目	0.26	昭和48. 8.13	平成22.12.24	0.26	昭和49.10. 1
2・2・2209	長池上公園	城山町城山	0.25	昭和48. 8.13	平成22.12.24	0.25	昭和49.10. 1
2・2・2210	西山公園	西山町二丁目	0.22	昭和50. 3.12	平成22.12.24	0.22	昭和49.10. 1
2・2・2211	庄南公園	庄南町一丁目	0.25	昭和50. 3.12	平成22.12.24	0.25	昭和49.10. 1
2・2・2212	東山公園	東山町一丁目	0.36	昭和50. 3.12	平成22.12.24	0.36	昭和49.10. 1
2・2・2213	吉岡公園	吉岡町二丁目	0.45	昭和50. 3.12	平成22.12.24	0.45	昭和49.10. 1
2・2・2214	藤池公園	東栄町一丁目	0.10	昭和53.10.12	平成22.12.24	0.10	昭和55. 6. 1
2・2・2215	角田公園	東三郷町	0.22	昭和54. 8.24	平成22.12.24	0.22	昭和55. 6. 1
2・2・2216	四門公園	瀬戸川町一丁目	0.11	昭和54. 8.24	平成22.12.24	0.11	昭和56. 4.15
2・2・2217	土井下公園	瀬戸川町二丁目	0.17	昭和54. 8.24	平成22.12.24	0.17	昭和57. 3.29
2・2・2218	山の神公園	瀬戸川町一丁目	0.13	昭和54. 8.24	平成22.12.24	0.13	昭和56. 4.15
2・2・2219	下川原公園	狩宿新町二丁目	0.36	昭和54. 8.24	平成22.12.24	0.36	昭和55. 6. 1
2・2・2220	八反田公園	井田町四丁目	0.61	昭和56. 4.15	平成22.12.24	0.61	昭和57. 3.24
2・2・2221	前の上公園	井田町二丁目	0.78	昭和56. 4.15	平成22.12.24	0.78	昭和59. 3.30
2・2・2222	井田公園	井田町一丁目	0.18	昭和56. 4.15	平成22.12.24	0.18	昭和62. 4. 6
2・2・2223	はんの木公園	桜ヶ丘町一丁目	0.24	昭和59.12.12	平成22.12.24	0.24	昭和61. 5. 2
2・2・2224	桜ヶ丘公園	桜ヶ丘町二丁目	0.10	昭和59.12.12	平成22.12.24	0.10	昭和62. 2. 2
2・2・2225	白鳳公園	白鳳町一丁目	0.77	昭和59.12.12	平成22.12.24	0.77	平成元. 7.10
2・2・2226	北山公園	白鳳町二丁目	0.20	昭和59.12.12	平成22.12.24	0.20	平成 6. 7. 1
2・2・2227	狩宿新町第1号公園	狩宿新町一丁目	0.11	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.11	昭和60. 4. 8
2・2・2228	狩宿新町第2号公園	狩宿新町二丁目	0.13	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.13	昭和60. 4. 8
2・2・2229	中畑公園	北本地ヶ原町一丁目	0.20	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.20	昭和62. 4. 6
2・2・2230	本地ヶ原南公園	南本地ヶ原町二丁目	0.20	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.20	平成元. 4. 1
2・2・2231	池の端公園	南本地ヶ原町三丁目	0.20	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.20	平成元. 4. 1
2・2・2232	白山公園	北本地ヶ原町四丁目	0.26	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.26	昭和63. 4. 6
2・2・2233	池上公園	東本地ヶ原町二丁目	0.22	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.22	平成元. 4. 1
2・2・2234	本地ヶ原東公園	東本地ヶ原町四丁目	0.28	昭和61. 8. 4	平成22.12.24	0.28	昭和62. 4. 6
2・2・2235	旭根の鼻公園	根の鼻町一丁目	0.11	平成 5. 4. 7	平成22.12.24	0.11	平成 6. 7. 1
2・2・2236	とちの木公園	平子ヶ丘町二丁目	0.17	平成 5. 4. 7	平成22.12.24	0.17	平成 8. 5. 1
2・2・2237	柏井北公園	柏井町公園通	0.33	平成 9.12.10	平成22.12.24	0.33	平成17. 4. 1
2・2・2238	柏井南公園	柏井町弥栄	0.38	平成 9.12.10	平成22.12.24	0.38	平成13. 4. 27

名 称		位 置	都 市 計 画 決 定			開設面積	開設年月日
番 号	公 園 名		面 積	当 初 決 定	最 終 変 更		
	黒 石 公 園	南栄町一丁目				0.18	平成元. 4. 1
	五 反 田 公 園	向町一丁目				0.18	平成 9. 5. 27
	西 向 公 園	向町三丁目				0.19	平成10. 4. 28
	石 川 公 園	向町四丁目				0.17	平成11. 4. 26
	東 向 公 園	向町二丁目				0.19	平成12. 4. 28
	印 場 駅 北 公 園	印場元町一丁目				0.18	平成14. 4. 10
	二 反 田 公 園	東印場町一丁目				0.19	平成14. 4. 10
	南 島 公 園	庄中町二丁目				0.25	平成14. 4. 10
	北 島 公 園	印場元町三丁目				0.17	平成15. 4. 10
	鳥 居 公 園	渋川町二丁目				0.24	平成 15. 4. 10
	塚 坪 公 園	渋川町三丁目				0.24	平成 15. 4. 10
	一 里 山 公 園	東印場町二丁目				0.25	平成 16. 4. 9
	越 水 公 園	東印場町三丁目				0.24	平成 16. 4. 9
	渋 川 公 園	渋川町一丁目				0.24	平成 16. 4. 9
	晴 丘 東 公 園	晴丘町東				0.10	平成 23. 4. 1
	広 久 手 公 園	旭前町五丁目				0.13	平成 26. 2. 12
	茅 池 公 園	城前町一丁目				0.17	平成 26. 4. 1
	城 前 公 園	城前町二丁目				0.15	平成 26. 12. 19
	旭 前 公 園	旭前町三丁目				0.14	平成 26. 12. 19
	旭 前 南 公 園	旭前町四丁目				0.20	平成 27. 3. 24
	八 瀬 の 木 公 園	城前町三丁目				0.20	平成 27. 12. 4
	西 新 田 公 園	旭前町六丁目				0.11	平成 28. 2. 19
	砂 川 公 園	城前町四丁目				0.24	平成 28. 3. 28
	新 田 洞 公 園	旭前町一丁目				0.06	平成 28. 12. 22

(令和4年4月1日現在)

■ 近隣公園

名 称		位 置	都 市 計 画 決 定			開設面積	開設年月日
番 号	公 園 名		面 積	当 初 決 定	最 終 変 更		
3・3・221	大 塚 公 園	大塚町三丁目	1.4	昭和48. 5. 30	平成22. 12. 24	1.4	昭和49. 10. 1
3・3・222	本 地 ケ 原 公 園	北本地ヶ原町三丁目	1.5	昭和61. 8. 4	平成22. 12. 24	1.5	平成元. 4. 1
	印 場 中 央 公 園	東印場町三丁目				1.8	平成18. 12. 4

(令和4年4月1日現在)

■ 地区公園

名 称		位 置	都 市 計 画 決 定			開設面積	開設年月日
番 号	公 園 名		面 積	当 初 決 定	最 終 変 更		
4・4・121	新 池 公 園	南栄町旭ヶ丘	4.9	平成17. 1. 20	平成30. 11. 21	4.9	平成20. 4. 1

(令和4年4月1日現在)

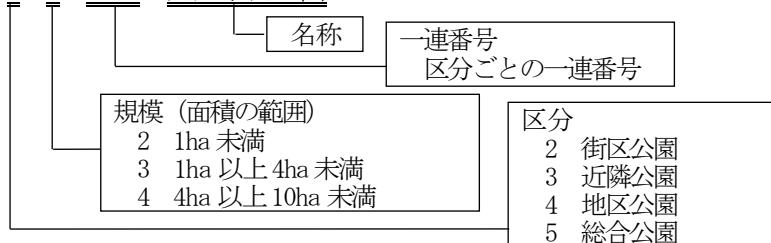
■ 総合公園

面積 : ha

名 称		位 置	都 市 計 画 決 定			開設面積	開設年月日
番 号	公 園 名		面 積	当 初 決 定	最 終 変 更		
5・4・104	城 山 公 園	城山町長池下	9.8	昭和48. 5. 30	平成27. 3. 6	9.5	昭和54. 6. 1

(令和4年4月1日現在)

(例) 2・2・2201 大久手西公園



(2) 緑地

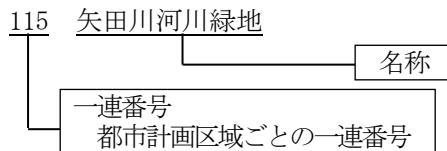
緑地に関する都市計画は、自然環境の保全、安全性の向上、都市景観の増進をはかり、安全で快適な都市環境を確保することを目的として定めます。

面積 : ha							
名 称		位 置	都 市 計 画 決 定			開設面積	開設年月日
番号	緑 地 名		面 積	当 初 決 定	最 終 変 更		
	やすらぎ歩道	瀬戸川町一丁目 ～東三郷町				0.48	昭和61. 11. 20
	本地ヶ原緑地	南本地ヶ原町一丁目				0.17	平成元. 4. 1
	卓ヶ洞第1号緑地	桜ヶ丘町三丁目				0.22	平成 6. 7. 1
	卓ヶ洞第2号緑地	桜ヶ丘町一丁目				0.07	平成 6. 7. 1
	天神川緑地	東印場町四丁目 ～印場元町三丁目				0.52	平成12. 4. 28
115	矢田川河川緑地	庄中町二丁目 ～狩宿町一丁目 (尾張旭市庄中町二丁目) ～瀬戸市川西町一丁目	46.4 (54.1)	平成 5. 3. 31	平成22. 12. 24	15.92	平成12. 4. 28
	印場第1号緑地	桜ヶ丘町西				0.25	平成15. 4. 10
	印場第2号緑地	印場元町一丁目				0.04	平成15. 4. 10
	印場第3号緑地	桜ヶ丘町西				0.24	平成15. 4. 10
	印場第4号緑地	印場元町三丁目				0.01	平成15. 4. 10
	長坂第1号緑地	長坂町南山				0.15	平成16. 4. 9
	旭前第1号緑地	旭前町一丁目				0.12	平成28. 3. 31
	旭前第2号緑地	旭前町六丁目				0.31	平成28. 3. 31
	濁池緑地	旭ヶ丘町濁池				0.61	平成29. 4. 1

(令和4年4月1日現在)

注 ()内は、名古屋都市計画区域内における位置又は面積

(例)



(3) 墓園

墓園に関する都市計画は、墓地を都市計画の緑地系統の一環として位置付けることを目的として定めます。

面積 : ha							
名 称		位 置	都 市 計 画 決 定			開設面積	開設年月日
番号	墓 園 名		面 積	当 初 決 定	最 終 変 更		
103	旭平和墓園	旭ヶ丘町山の手	6.0	昭和55. 2. 20	平成22. 12. 24	6.54	昭和57. 3. 1

(令和4年4月1日現在)

3 下水道

下水道は、生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除し、これを清浄な水に処理して河川、あるいは海域へと排出する施設の総体をいい、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水質を保全するという面で環境を保全するために必要不可欠な都市施設です。

昭和56年2月に公共下水道事業に着手し、昭和61年1月に東部浄化センターが、平成12年6月に西部浄化センターが公共下水道の供用を開始しました。

■ 都市計画の種類及び排水区域

名 称	告示年月日及び番号	面 積
名古屋都市計画下水道 (尾張旭公共下水道)	(変更) 平成22年12月24日 尾張旭市告示第110号	污水 1,173ha 雨水 1,173ha

■ 下水管渠

(1) 雨水管渠

名 称	位 置	
	起 点	終 点
鳴湫雨水幹線	尾張旭市北原山町六田池	尾張旭市東大道町原田

(2) 汚水管渠

名 称	位 置	
	起 点	終 点
西部污水幹線	尾張旭市庄中町一丁目	尾張旭市庄中町一丁目

■ 処理施設

名 称	位 置
東部浄化センター	尾張旭市下井町下井及び刎内地内
西部浄化センター	尾張旭市庄中町一丁目地内

4 河川

都市計画施設としての河川の果たす役割は、防災面だけでなく、貴重な都市空間の確保、好ましい都市環境の維持といった点からますます重要になっています。

こうしたことから、本市では都市化の進展の著しい天神川流域において、関連する土地区画整理事業と一体的に河川を整備するため都市計画決定されました。

(当初) 平成 5年 7月30日 愛知県告示第754号
(変更) 平成22年12月24日 愛知県告示第803号

名 称	位 置			区 域		構 造
	号	河 川 名	起 点	終 点	幅 員	
1	天 神 川	東名西町一丁目	東印場町四丁目	23m～37m	1,750m	堀 込 み 式 单 断 面 式

市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について地方公共団体等が総合的な計画に基づき公共施設の整備と宅地の開発とを併せ行うことにより、市街地の面的な開発を行うものです。

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備、改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法の定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいいます。

本市においては、現在市街化区域面積1,180ヘクタールの約53.8パーセントにあたる635.4ヘクタールが施行済又は施行中です。

区分	地区名	施行面積 (ha)	施行年度	公共用地率		総事業費(千円)	施工主体
				施行前(%)	施行後(%)		
施行済	新居東部	48.9	昭和38年度～昭和61年度	5.76	22.61	984,400	市
	旭台	36.0	昭和38年度～昭和49年度	3.22	21.49	433,370	組合
	印場第二	8.2	昭和44年度～昭和50年度	5.51	26.12	185,875	組合
	長池上	8.3	昭和46年度～昭和52年度	2.33	23.26	437,000	組合
	印場第一	85.8	昭和44年度～昭和53年度	6.02	23.44	3,351,000	組合
	狩宿	12.7	昭和52年度～昭和59年度	7.00	24.52	1,515,300	組合
	瀬戸川	17.9	昭和52年度～昭和61年度	7.14	23.01	2,269,000	組合
	本地ヶ原北部	73.6	昭和55年度～平成元年度	12.03	26.98	6,553,000	組合
	井田	41.2	昭和52年度～平成3年度	5.73	24.40	5,321,000	組合
	根の鼻	2.5	昭和62年度～平成6年度	18.76	34.10	910,000	組合
	平子北	5.3	昭和62年度～平成6年度	8.70	26.52	1,209,000	組合
	卓ヶ洞東部	41.8	昭和52年度～平成8年度	5.87	27.98	6,480,000	組合
	晴丘東	5.6	平成6年度～平成15年度	8.16	26.07	781,222	組合
	向	23.1	昭和60年度～平成16年度	6.52	22.39	4,057,100	組合
	印場	126.0	昭和62年度～平成21年度	11.17	28.06	29,184,000	組合
	旭前城前	45.3	平成6年度～平成28年度	9.68	26.86	15,753,000	組合
	小計	582.2				79,424,267	
施工中	北原山	53.2	平成12年度～令和15年度	11.45	25.20	24,941,000	組合
合計		635.4				104,365,267	

(令和4年4月1日現在)

■ 都市計画決定をうけた土地区画整理事業

名 称	面 積(ha)	告 示 年 月 日	告 示 番 号
瀬戸都市計画 尾張旭新居東部土地区画整理事業	48.9	昭和37年 2月 9日	建設省告示第 236号
瀬戸都市計画 尾張旭卓ヶ洞東部特定土地区画整理事業	(当初) 41.2 (変更) 41.8	昭和52年 8月10日 昭和58年 3月25日	愛知県告示第 795号 愛知県告示第 312号
瀬戸都市計画 尾張旭井田特定土地区画整理事業	41.2	昭和52年 8月10日	愛知県告示第 796号
瀬戸都市計画 尾張旭印場特定土地区画整理事業	126.9	昭和61年 8月18日	愛知県告示第 726号
名古屋都市計画 尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業	45.3	平成 5年11月17日 平成22年12月24日	愛知県告示第1123号 尾張旭市告示第107号
瀬戸都市計画 尾張旭晴丘東土地区画整理事業	5.6	平成 6年 5月25日	尾張旭市告示第43号
名古屋都市計画 尾張旭北原山土地区画整理事業	53.2	平成11年 1月20日 平成22年12月24日	愛知県告示第 28号 愛知県告示第 806号

※表中「平成22年12月24日」は都市計画区域の再編によるもの

(令和4年4月1日現在)

2 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地内の土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がないなど、都市機能の低下が見られる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法の定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業をいいます。

本市においては、活力と魅力ある市街地とするため、令和3年8月に三郷駅前地区において第一種市街地再開発事業を都市計画決定しました。

■ 都市計画決定をうけた市街地再開発事業

名 称	面 積(ha)	告 示 年 月 日	告 示 番 号
名古屋都市計画 三郷駅前地区第一種市街地再開発事業	1.1	令和 3年 8月10日	尾張旭市告示第83号

(令和4年4月1日現在)

促進区域

促進区域は、主として土地所有者等に対して一定期間内に一定の土地利用を実現することを義務づけ、いわば土地をその土地柄にふさわしく利用しなければならないという積極的な利用に向けさせる制度です。

促進区域が決定されると、一定期間内に事業が行われない場合は、市が事業を行うこととなります。

土地区画整理促進区域

土地区画整理促進区域は、大都市法により、大都市地域内の市街化区域の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備を図ることを目的とし、良好な住宅市街地としての自然的条件を備え、既に住宅市街地を形成している区域又は住宅市街地を形成する見込が確実である区域に近接しており、その区域の土地の大部分が建築物の敷地として利用されておらず、かつ、0.5ヘクタール以上の区域で区域の大部分が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域である区域について定めることができます。

■ 土地区画整理促進区域の指定

名 称	面 積(ha)	決 定 年 月 日	告 示 番 号
尾張旭卓ヶ洞東部土地区画整理促進区域	(当初) 41.2 (変更) 41.8	昭和52年 9月 5日 昭和58年 3月25日	尾張旭市告示第 79号 尾張旭市告示第 16号
尾張旭三郷南部土地区画整理促進区域	(当初) 70.7 (変更) 71.9	昭和52年 9月 5日 昭和54年 4月27日	尾張旭市告示第 80号 尾張旭市告示第 17号
尾張旭印場土地区画整理促進区域	126.9	昭和61年 8月18日	尾張旭市告示第 55号
尾張旭旭前城前土地区画整理促進区域	45.3	平成 5年11月17日 平成22年12月24日	尾張旭市告示第 81号 尾張旭市告示第106号

※表中「平成22年12月24日」は都市計画区域の再編によるもの

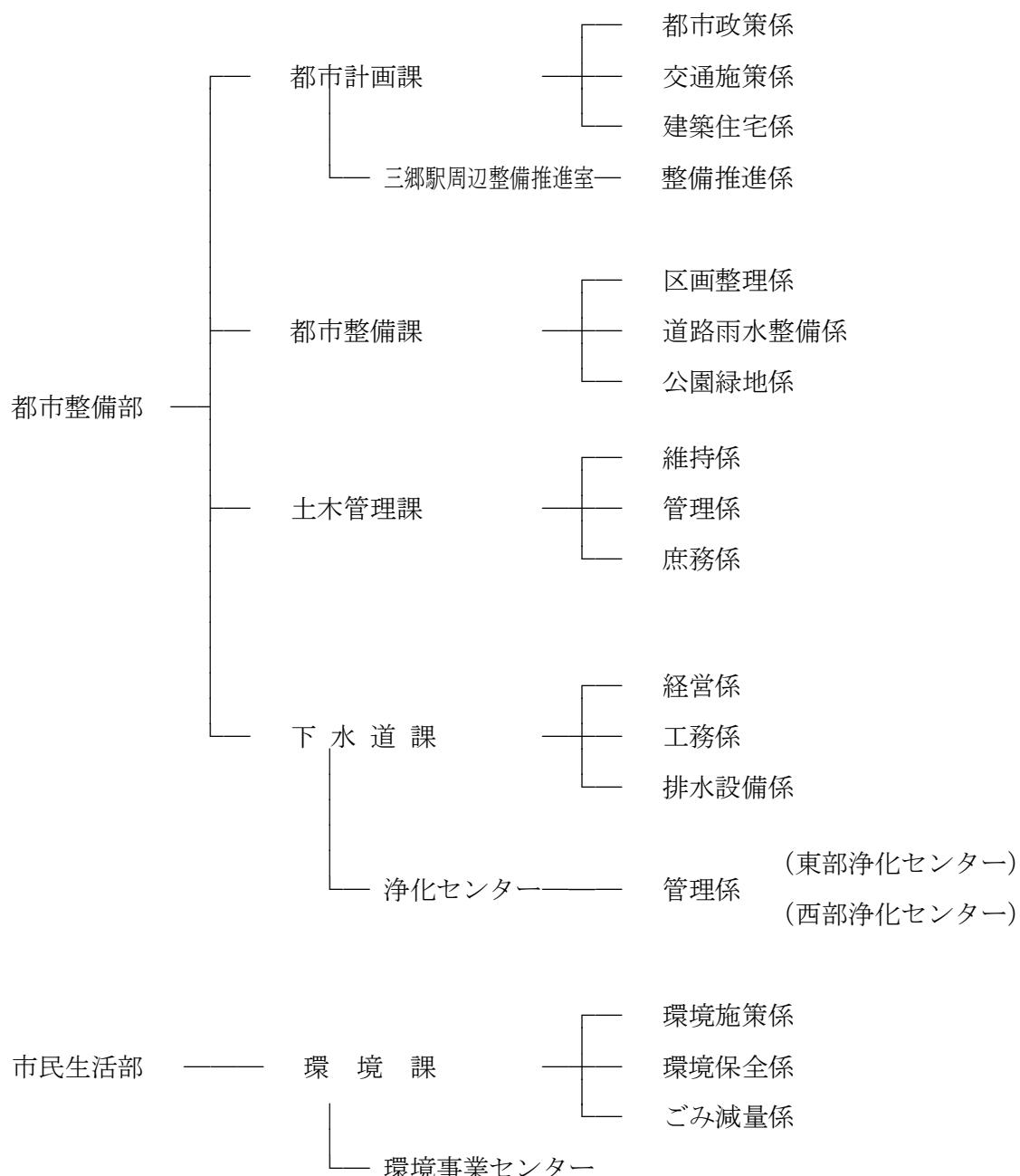
地区計画

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、保全するための計画で、一定の地区を単位として施設の整備、建築物等に関する事項を一体的、総合的に定める都市計画です。

名 称	位 置	面積(ha)	告 示 年 月 日	告 示 番 号
旭 台 地区計画	旭台1丁目の一部、2丁目及び3丁目	33.0	昭和58年 7月18日 平成 5年 6月25日 平成 8年 5月31日 平成22年12月24日	尾張旭市告示第 40号 尾張旭市告示第 51号 尾張旭市告示第 49号 尾張旭市告示第111号
吉 岡 地区計画	吉岡町一丁目、二丁目及び三丁目	18.9	昭和60年 8月 1日 平成 5年 6月25日 平成 8年 5月31日 平成22年12月24日	尾張旭市告示第 60号 尾張旭市告示第 51号 尾張旭市告示第 49号 尾張旭市告示第112号
平子ヶ丘地区計画	平子ヶ丘町一丁目及び二丁目並びに旭前町北の一部	5.0	平成 5年 4月 1日 平成 8年 5月31日 平成22年12月24日	尾張旭市告示第 25号 尾張旭市告示第 49号 尾張旭市告示第113号
平 池 地区計画	東大道町原田並びに新居町明才切及び上の田の各一部	15.9	平成 8年 5月31日 平成17年 1月20日 平成22年12月24日 平成26年 6月 9日	尾張旭市告示第 49号 尾張旭市告示第 5号 尾張旭市告示第114号 尾張旭市告示第 67号
晴丘東 地区計画	晴丘町東の一部	5.6	平成 8年 5月31日 平成22年12月24日	尾張旭市告示第 49号 尾張旭市告示第115号
向 地区計画	向町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目	23.1	平成11年 1月20日 平成17年 1月20日 平成22年12月24日	尾張旭市告示第 7号 尾張旭市告示第 5号 尾張旭市告示第116号
長 坂 地区計画	長坂町南山の一部	4.0	平成15年 7月 4日 平成22年12月24日	尾張旭市告示第 94号 尾張旭市告示第117号
晴丘東第2地区計画	晴丘町東及び東本地ヶ原町四丁目の各一部	2.4	平成31年 3月29日	尾張旭市告示第 31号

地 区 名	用 途 地 域	決 定 内 容		地区施設		建 築 物 等 の 用 途 の 制 限							
		地区計画の方針	地区整備計画	道 路	公 園	建 物 用 途	容 積 率	建 へ い 率	敷 地 面 積	建 築 面 積	壁 面 位 置	高 さ	形 態 意匠
旭 台	一低	○	○			○			○		○		○
吉 岡	一中 一住	○	○			○			○		○	○	○
平子ヶ丘	一住	○	○			○			○		○	○	○
平 池	一低 二中 一住 近商	○	○	○	○	○			○		○	○	○
晴 丘 東	一低 二低	○	○			○			○		○		○
向	一住 二住 近商 準工	○	○			○			○		○	○	○
長 坂	一住	○	○			○			○		○	○	○
晴 丘 東 第 2	工 業	○	○			○					○	○	

都市計画関係組織図



(令和4年4月1日現在)

